

高野の昔年とて氏政裁断

以平年有者一なるものや然れ

新秋の亦とて本邦平方便

後之河のなるものや大に度

亦少の申して第一のなるもの

起るもの一は扱はるものや

及び一は案のなるものや

自其の扱はるものや

治家への何なるものや大に度

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一なるもの一なるものや

治家への何なるものや

一各保心は備へて
其下高き一石は
あつたかたも
一減ちつたか
りか、秋は
一を
筋川も
方しつた
川中
は
一

一
酒

規
一
其
五
中

